

## 成蹊大学公的研究費不正防止計画

成蹊大学において公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり、不正防止計画を策定する。

### 1. 責任体系の明確化

| 不正の発生する要因    | 要因の補足                                      | 対応する計画および実施状況   |
|--------------|--|---|
| 責任体系が明確でない。  | 補助金は研究代表者に配分され、組織としての責任体系が曖昧である。           | 責任体系を明確にするための規則を制定し、ホームページ上で公開することとし、規則については既に制定の上、体制については、ホームページ上で公開済である。  |
|              | 人事異動により後任者への引継ぎが不十分で、後任者に責任体制に関する十分な認識がない。 | 後任者に対する十分な引継ぎを行うとともに、担当部署による説明を行うよう、現在、検討中である。<br><br>公的研究費の取扱いについての規則をホームページ上で公開し、常に学内に周知することとし、既に教職員用ホームページで公開済である。 |
| 使用ルールが遵守されない | 使用ルールと運用が乖離する。                             | 科研費の使用に関し説明会を開催し、ルールについて周知徹底を行うこととし、毎年1回実施している。   |
|              |  | 使用ルールと運用に乖離がある場合には相談窓口で分析した上で、必要とあれば、ルールの再検討を研究推進委員会で行う。  |

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正の発生する要因                | 要因の補足   | 対応する計画および実施状況                         |
|--------------------------|---|---------------------------------------|
| 補助金が、公的資金であるという意識が希薄である。 | 補助金に対して、研究者には自分で獲得した自分のもの、事務職員には機関管理として事務手続きを単に行うだけ、という意識がある。 | 使用に関わる説明会を開催し、周知徹底を行うこととし、毎年1回実施している。 |
|                          |   | 研究者・事務職員の倫理規範を定め、ホームページ上で公開済である。      |

### 3. 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正の発生する要因              | 要因の補足  | 対応する計画および実施状況  |
|------------------------|--|--|
| 年度末に予算執行が集中する。         | 年度末に予算執行が集中し、研究計画通りの研究費の使用ができない。                     | 予算執行状況を常に把握できる体制は構築してあるもので、必要な場合にはその都度、指導を行うこととしている。 |
| 研究者自身による発注で業者との癒着が生じる。 | 3万円以下の消耗品の発注および検収は、研究者が自ら行っているため業者との不正な取引が生じるおそれがある。 | 3万円以下の消耗品についても抜き打ちで検収を行うことを今後、検討する予定である。             |

|                                 |  |   |
|---------------------------------|--|---|
| 〔旅費〕<br>出張終了後に手続きが行われる。         | 目的との整合性や、他の業務との重複が確認できない。                              | 出張手続きは、必ず事前に行わせることとし、所属長を通じて注意喚起している                    |
| 〔旅費〕<br>カラ出張が行われる。              | 出張事実の確認不足により、出張旅費の水増しや架空請求のおそれがある。                     | 出張報告書、航空券の半券、研究会の開催記録、学会の参加証明となるものの提出を求めることとし、既に実施済である。 |
| 〔謝金〕<br>非常勤雇用者、アルバイトのカラ雇用が発生する。 | 管理が書類上でしか行われておらず、研究者以外の実施確認が行われていないので、カラ雇用が発生するおそれがある。 | 勤務報告書には研究者・勤務者双方の印鑑を押印させることとし、既に実施済である。                 |
|                                 |  | 謝金は勤務者の銀行口座に直接振り込むこととしており、既に実施済である。                     |
|                                 |  | 事務職員により勤務実態を調査することを現在、検討中である。                           |
| 〔物品費〕<br>領収書の記載内容が不十分である。       | 複数の物品を購入した際、内訳が明記されていないために、業者との不正な取引のおそれがある。           | 領収書の他に内訳が記載されたもの(レシート等)を添付させることとし、既に実施済である。             |

#### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

| 不正の発生する要因                      | 要因の補足   | 対応する計画および実施状況  |
|--------------------------------|---|--|
| 研究者・事務職員ともに、公的研究費に対する理解が希薄である。 | 公的研究費の使用に関する理解度、及びその適正な使用に対する取組みへの理解度が希薄であることから、不正の要因となる。 | 学内説明会、ホームページでの公開により周知を行うこととし、学内説明会は毎年1回実施している。また、規則については、教職員用ホームページで公開している。<br>研究者と事務職員の理解度の向上のため、研究者・事務職員の倫理規範を定め、ホームページ上で公開済である。 |

#### 5. モニタリングの在り方

| 不正の発生する要因                  | 要因の補足   | 対応する計画および実施状況   |
|----------------------------|---|---|
| 監査体制及び不正防止計画が適正なものとなっていない。 | 国などの制度変更により、監査体制及び不正防止計画が適正なものでなくなり、不正を確認できない恐れがある。 | 監査体制及び不正防止計画が適正なものかどうかを研究推進委員会で、年1回チェックした上で、必要とあれば、見直す。 |

## 6. 公益通報者保護制度の確立

| 不正の発生する要因       | 要因の補足                                       | 対応する計画および実施状況   |
|-----------------|---|---|
| 不正を知っても内部通報しない。 | 不正を知った者が通報することにより解雇等の不利益な取扱いを受けることを恐れ通報しない。 | 内部通報した者に対する不利益を禁じた公益通報者保護制度に関する規則を制定し、体制（通報・相談窓口）を整備した。 |